

[事案 26-95] 損害賠償請求

・平成 27 年 1 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人の説明不足があったことを理由に、特約保険料相当額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 8 年 10 月および平成 10 年 10 月に契約した 2 件の学資保険について、特約保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、特約保険料が「掛け捨て」である旨の説明はされず、特約保険はサービスで付いてくるとの説明があった。
- (2) 契約後である平成 19 年ころ、および平成 25 年ころに受取額について確認したが、いずれも「元本を割ることはない」旨の説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は特約部分がサービスで付加されるとの説明はしておらず、錯誤に陥ったとは認められない。
- (2) 特約保険料は保障の対価であって、申立人には損害が発生していない。
- (3) 主契約に対応する保険料の部分は、「元本割れ」を生じていない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は以下の 2 点であると判断する。

- (1) 募集人の説明義務違反（誤説明もしくは説明不足）により、特約保険料相当の損害が生じたとして、その賠償（民法 709 条、保険業法 283 条）を求めるもの。
- (2) 本契約の特約部分も、主契約部分と同様に、保険料が積み立てられて受け取ることができる内容であると錯誤（民法 95 条）していたことを理由に、保険料相当額の返還を求めるもの。

2. 以下の理由により、募集人に説明義務違反があったとは認められない。

- (1) 本契約の設計書には、保障内容として主契約・特約の簡単な内容の説明がされている。
- (2) 設計書上、月額保険料のうち特約保険料の金額が明記されており、複雑な保険契約を説明するにあたって、募集人は通常設計書の記載どおりの説明をすることから、募集人が、「特約保険料はサービスである」等の誤説明をしたと認めることは困難である。

3. 以下の理由により、申立人に錯誤が成立するとは認められない。

- (1) 事情聴取の結果、契約の際、申立人は本契約に特約が付いていることを認識していたことが認められる。
- (2) 一般的に、保険料は保障の対価であり、被保険者である子供の入院・通院を保障する特約

に何らの保険料も発生しないということは考えにくく、特約はサービスであった、特約保険料部分も含め、保険料の全額が積立の対象となると誤認していたとは認められない。

- (3) 仮に、申立人に錯誤があったとしても、契約の際に特約が付加されていることを認識し、特約保険料が明示された設計書で説明を受けた申立人には、錯誤したことについて重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人から無効を主張することはできない。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

民法 709 条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。